

(証券コード 4623)
2021年6月10日

株主各位

大阪市鶴見区鶴見4丁目1番12号

株式会社 アサヒパン

代表取締役社長 澤田 耕吾

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による事前の議決権行使をご活用いただき、株主様の健康状態にかかわらず株主総会当日のご来場を極力お控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日(月曜日)正午までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市鶴見区鶴見4丁目1番12号
当社大阪本社ビル 9階大会議室

(新型コロナウイルス感染拡大防止のため会場内の席数を減少させていただきますので、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。)

3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当のための報酬決定の件 |
| 第4号議案 | 社外取締役に対する賞与支給の件 |

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、上記内容を変更する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ（<https://www.asahipen.jp>）より発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
 - ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - 会場入口付近でアルコール消毒及び検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
 - 当社役員および株主総会運営スタッフは、事前に体調確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
 - 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきますので、株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目を通していただき、当日の進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（<https://www.asahipen.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、経済活動が大きく制限され、企業収益が大幅に悪化しました。このようななか、社会経済活動の一部に持ち直しの傾向が見られたものの、再び緊急事態宣言が発出されるなど感染症再拡大の懸念も強く、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費の高まりにより、塗料事業、DIY用品事業ともに需要が大きく伸長し、当連結会計年度の売上高は158億4千5百万円（前年同期比15.1%増）となりました。

利益面につきましては、売上高の増加に加え、新型コロナウイルスの影響により営業活動が制限されたことで関連諸経費が減少したこともあり、営業利益は10億2千万円（前年同期比55.3%増）、経常利益は11億2千9百万円（前年同期比45.0%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、グループ子会社において賃貸事業用資産及び遊休資産について減損損失3億5千3百万円を計上したこと等により6億3千3百万円（前年同期比20.6%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりです。

< 塗料事業 >

当事業は、当社の主力商品である家庭用塗料及び金属用・プラスチック用等の工業用塗料の製造及び販売並びに塗装工事等を行っております。

当事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用塗料を扱うグループ子会社は苦戦いたしましたが、巣ごもり消費の高まりにより主力の家庭用塗料の需要が伸長いたしました。その結果、当事業全体の売上高は、94億6千3百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

< D I Y用品事業 >

当事業は、カベ紙、障子紙やガラス用装飾シート等のインテリア用品、住宅用補修材やワックス等のハウスケア用品及び園芸用品等の製造及び販売を行っております。

当事業におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費の高まりにより、当事業全体の売上高は62億6千3百万円（前年同期比11.0%増）となりました。

<その他>

その他の事業は、物流サービス業及び賃貸業等を行っております。
当事業の売上高は1億1千7百万円（前年同期比6.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、12億4千8百万円であり、その主なものは、2021年3月に開設しました当社東日本物流センターの建物その他設備の取得（9億2千4百万円）、当社基幹システムサーバー群の更新（9千7百万円）及び当社兵庫工場既存設備の維持・更新（1億1百万円）等であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第72期 (2018年3月期)	第73期 (2019年3月期)	第74期 (2020年3月期)	第75期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売 上 高	13,289 ^{百万円}	13,438 ^{百万円}	13,760 ^{百万円}	15,845 ^{百万円}
経 常 利 益	685 ^{百万円}	711 ^{百万円}	778 ^{百万円}	1,129 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	507 ^{百万円}	516 ^{百万円}	525 ^{百万円}	633 ^{百万円}
1株当たり当期純利益	11 ^円 67 ^銭	120 ^円 87 ^銭	125 ^円 58 ^銭	157 ^円 67 ^銭
総 資 産	18,957 ^{百万円}	18,778 ^{百万円}	18,579 ^{百万円}	19,666 ^{百万円}
純 資 産	12,419 ^{百万円}	12,512 ^{百万円}	12,283 ^{百万円}	12,935 ^{百万円}
1株当たり純資産	287 ^円 65 ^銭	2,981 ^円 88 ^銭	3,000 ^円 48 ^銭	3,355 ^円 54 ^銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 2. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第73期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、当該株式併合が同期首に行われたものと仮定して算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第73期より適用しており、第72期の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大 豊 塗 料 株 式 会 社	50 ^{百万円}	100.0%	塗料の製造販売
株式会社アサヒペン・ホームイングサービス	120	100.0	住宅総合メンテナンス
共 福 産 業 株 式 会 社	21	100.0	卸売業
株 式 会 社 ア サ ヒ ロ ジ ス ト	25	100.0	物流総合サービス

- (注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 2. 株式会社アサヒロジストは、2021年1月1日付でアサヒ急送株式会社から商号変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な経営戦略に則り、以下のことに重点的に取り組んでまいります。

① 収益力の向上

常に新たな発想と創意工夫により、競合他社と明確に差別化した新製品の開発に努めてまいります。また、新製品の拡販に注力するとともに、従来の枠を超えた新規販売先の開拓と店内シェアの拡大に向けて営業力の強化をはかってまいります。

② 新規事業への取組み

新規事業については、今まで培ってきた技術を拡大発展させることのみならず、様々な方面で検討しており、今後も実現に向けて努力してまいります。

③ グループ経営の強化とコスト削減

当社を核としたグループ会社の連携強化により、情報システムの共有化や事務の効率化、また物流システムの集約化等、経営効率の向上に努めてまいりました。今後もこれらインフラをさらに充実させるとともに、原材料や仕入品の調達コストの削減等、全体コストの引き下げを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は、塗料事業及びD I Y用品事業であり、事業別の取扱い製品及び商品、売上高は以下のとおりです。

事業区分	主要な製品及び商品	売上高	前期比	構成比
塗料事業	家庭用塗料、工業用塗料、塗料溶剤、塗料剥離剤、塗装用機器、塗装用ハケ・筆、塗装工事	百万円 9,463	% 18.4	% 59.8
D I Y用品事業	カベ紙、障子紙、ガラス用装飾シート、住宅用洗浄剤、補修材、日曜大工用品、園芸用品	百万円 6,263	% 11.0	% 39.5
その他	物流サービス、賃貸	百万円 117	% △6.9	% 0.7

(6) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

大阪本社	大阪府大阪市鶴見区鶴見4丁目1番12号	
東京本社	東京都江東区猿江2丁目3番16号	
工場	兵庫工場(兵庫県加東市)	
支店	札幌支店(北海道札幌市)	仙台支店(宮城県仙台市)
	北関東支店(埼玉県本庄市)	東京支店(東京都江東区)
	名古屋支店(愛知県名古屋市)	大阪支店(大阪府大阪市)
	広島支店(広島県安芸郡)	九州支店(福岡県福岡市)
流通センター	札幌流通センター(北海道札幌市)	東日本物流センター(埼玉県本庄市)
	埼玉流通センター(埼玉県深谷市)	兵庫流通センター(兵庫県加東市)
	西部流通センター(兵庫県西脇市)	

- (注) 1. 2021年3月3日付で、東日本物流センターを開設いたしました。
2. 2021年3月31日付で、関東流通センター(茨城県猿島郡)を閉鎖いたしました。
3. 西部流通センターは、2021年4月1日付で西日本物流センターへ名称変更いたしました。

② 重要な子会社

大豊塗料株式会社	東京都江東区	株式会社アサヒペン・ホームイングサービス	大阪府大阪市
共福産業株式会社	大阪府大阪市	株式会社アサヒロジスト	大阪府大阪市

(7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
塗料事業	130名	1名増
D I Y用品事業	62名	3名減
その他	33名	4名増
合計	225名	2名増

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)数であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
153名	1名増	43.5才	16.0年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社 伊予銀行	200 ^{百万円}
株式会社 りそな銀行	200
株式会社 関西みらい銀行	120

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数
- ② 発行済株式の総数
- ③ 株主数
- ④ 大株主(上位10名)

13,000,000株
4,623,000株
8,907名

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	186 ^{千株}	4.8 [%]
ア サ ヒ ペ ン 共 伸 会	178	4.6
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	162	4.2
ア サ ヒ ペ ン 共 栄 会	118	3.0
株 式 会 社 伊 予 銀 行	93	2.4
田 中 弘 文	86	2.2
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	61	1.5
田 中 猛	60	1.5
株 式 会 社 り そ な 銀 行	58	1.5
ア サ ヒ ペ ン 社 員 持 株 会	50	1.3

- (注) 1. 自己株式(767,935株)を除いて記載しております。
2. 持株比率は、小数点以下第2位を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(767,935株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	澤田 耕吾	
取締役相談役	田中 弘文	
取締役	石尾 維英	管理本部長兼経営企画本部長兼広報担当兼株式会社オレンジタウン代表取締役社長
取締役	柗 英浩	営業本部長
取締役	松浪 由竹	秘書室長兼コンプライアンス担当
取締役	林 正明	技術本部長
取締役	藤枝 政雄	NCホールディングス株式会社社外取締役
常勤監査役	辻子 伸夫	
常勤監査役	横田 省三	
監査役	真鍋 靖	昭和精機工業株式会社代表取締役社長
監査役	藤原 慶三	藤原産業株式会社代表取締役社長 株式会社藤原産業ホールディングス代表取締役社長

- (注) 1. 取締役藤枝政雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役真鍋 靖氏及び藤原慶三氏は、社外監査役であります。
3. 取締役柗 英浩氏は、2021年4月1日付で常務取締役に就任いたしました。また、同氏は2020年7月11日付で大豊塗料株式会社の代表取締役社長を辞任いたしました。
4. 取締役石尾維英氏は、2021年4月1日付で経営企画本部長の委嘱を解かれております。また、同氏が代表取締役社長を兼職しておりました株式会社サンビッグは、2021年2月12日付で清算いたしました。
5. 取締役松浪由竹氏は、2021年4月1日付で総務本部長に就任いたしました。
6. 当社は、取締役藤枝政雄氏及び監査役藤原慶三氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社の役員、監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害が填補されます。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たことや被保険者の犯罪行為等に起因する損害は保険金支払の対象外としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	95,915 (6,100)	95,915 (6,100)	9 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,818 (5,600)	17,818 (5,600)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	113,733 (11,700)	113,733 (11,700)	13 (3)

- (注) 1. 上表には、2020年5月18日付で辞任した取締役1名及び2020年6月26日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に繰入れた役員退職慰労引当金15,494千円が含まれております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年6月26日開催の第74期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役及び2020年5月18日付で辞任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりです。

取締役 2名 11,000千円

(金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役 2名 11,000千円が含まれております。)

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第48期定時株主総会において月額25,000千円以内と決議いただいております(使用人兼務役員の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1987年12月18日開催の第41期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名であります。

ニ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、株主総会の決議により承認された限度額の範囲内で役位別に定められた基本報酬額をもとに、取締役については取締役会で、監査役については監査役会協議で決定することとしております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、取締役会にて当該方針に基づき決定されていることを確認しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役藤枝政雄氏は、NCホールディングス株式会社の社外取締役であり、当社は、同社と特別な関係はありません。
- ・ 監査役真鍋 靖氏は、昭和精機工業株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社より塗装用機器を購入しております。
- ・ 監査役藤原慶三氏は、藤原産業株式会社及び株式会社藤原産業ホールディングスの代表取締役社長であり、当社は藤原産業株式会社に塗料等を販売しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
取締役	藤 枝 政 雄	当事業年度に開催された取締役会全5回に出席し、多数の会社経営に関与してきた経験豊富な会計の専門家の立場から、主に当社の経営戦略について助言、監督等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	真 鍋 靖	当事業年度に開催された取締役会全5回及び監査役会全5回に出席し、必要に応じて、主として経験豊富な経営者の立場から発言を行っております。
監査役	藤 原 慶 三	当事業年度に開催された取締役会全5回及び監査役会全5回に出席し、必要に応じて、主として経験豊富な経営者の立場から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,800千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容並びに当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、定款及び取締役会付議、報告基準を定めた「取締役会規則」に則り業務執行を決定するとともに、法令の改廃等を常に視野に入れ「取締役会規則」の整備にあたる。
- ② 取締役会が取締役の職務を監督するため、各取締役定期的に業務執行状況を報告させるとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視する。
- ③ 取締役の職務執行状況は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- ④ アサヒペングループ企業において取締役を含む役員が守るべき行動規範を示した「アサヒペングループコンプライアンスマニュアル」を制定し、規範に則った企業活動を行う。

なお、同マニュアルには、反社会的勢力に対しては、所轄官庁等との連携を密にし、毅然とした対応を取り、不当な介入を排除することも規定している。

- ⑤ 取締役の違法行為を未然に防ぐ仕組みを構築し、コンプライアンス体制を推進することを目的に、代表取締役社長を委員長、取締役並びに内部監査担当及び法務担当部員を委員とする「コンプライアンス委員会」を設置する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会、本部長会等の経営に係わる会議の議事録、稟議決裁書その他職務執行に係る情報を適切に管理するための「情報取扱規程」を整備し、その規定に従い文書又は電磁的記録媒体に保存し管理する。なお、「情報取扱規程」は適時見直し改善を図るものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規則に準拠して実施されているかについて監査役の監査を受け、監査役は必要があれば是正の勧告を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長は、全社的なリスクを総括的に管理するため、各取締役とともにリスク回避にあたるものとする。
個々の損失の危険の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統轄する担当取締役が、それぞれ損失の危険の管理（体制を含む）に関する施策を作成し、その施策に則りリスク回避にあたる。
- ② 監査役及び内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を必要があれば代表取締役社長及び取締役会に報告し、問題点の把握と改善に努める。
- ③ リスクマネジメントの推進・強化を目的に、代表取締役社長を委員長、取締役並びに内部監査担当及び法務担当部員を委員とする「リスク管理委員会」を設置する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、取締役会で決定した中期計画、年次計画に基づいた各部門が実施すべき目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう担当取締役を監督する。
- ② 業務執行取締役の職務分掌、権限を明確化するとともに、各種社内規則を拡充整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ③ 業務執行取締役は、その統轄する部門の効率経営の確保に向けて業務の合理化、電子化、迅速性等を継続的に検討する。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員、従業員が守るべき行動規範を示した「アサヒペングループコンプライアンスマニュアル」を制定し、役員自ら範を示すとともに機会あるごとに従業員に対して倫理・遵法教育を行い、「アサヒペングループコンプライアンスマニュアル」に則った企業活動を行う。
- ② 内部監査体制を強化するとともに、情報セキュリティに関する監視体制を強化する。
- ③ 法令、定款及び諸規則に反する行為等を早期に発見是正することを目的とし、それを告発しても当該通告者が不利益な取扱を受けない旨等を規定した内部通報制度を構築、運営する。
- ④ 反社会的勢力に対しては、「アサヒペングループコンプライアンスマニュアル」に規定された行動規範に則り、関係を遮断する。
- ⑤ 企業倫理及び法令遵守を従業員に浸透させ、違法行為を未然に防ぐため、「コンプライアンス委員会」で決定された事項は、速やかに従業員に周知徹底する。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社の所轄業務については、その自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、透明性を確保した企業集団としてのコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るため、関係会社担当取締役が統轄管理する。
- ② 関係会社に法令遵守違反行為があると疑われるときは、関係会社担当取締役の命により当社の内部監査部門が、当該関係会社の実態調査を実施する。
- ③ 「関係会社統轄管理規程」に基づき、重要事項を当社の稟議事項とするとともに、所定の事項については、その実施前に当社に報告させる。
- ④ 関係会社間意思疎通を図り、円滑なグループ活動を推進するため、関係会社担当取締役が主宰する関係会社会議を定期的に開催する。

7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が必要としたときは、監査役の職務を補助する従業員を置くものとする。
- ② 当該従業員の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重して行うものとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 当該従業員に対する監査役の指示が実効性を確保できるよう、当社は監査役の職務の独立性に配慮しつつ必要な援助を行う。

8. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は当社及び関係会社の重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、関係会社会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要書類を閲覧し、必要があれば当社及び関係会社の取締役、従業員に説明を求めることとする。
- ② また、次のような緊急事態が発生した場合には、当社及び関係会社の取締役及び従業員は遅滞なく監査役に報告する。
 - ・当社及び関係会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある、法律上又は財務上の諸問題
 - ・その他当社及び関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ③ 前記報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることのない旨を「アサヒペングループ不正防止方針書」、「内部通報制度規程」等に定める。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき独立性を確保した権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- ② 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ③ 監査役が、当社に対し、その職務の執行に必要な費用の前払又は償還を請求した場合は、当社は監査役の職務に照らし、目的又は金額等が明らかに不合理なものでない限り、速やかにこれに応じる。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

アサヒペングループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の6つの基本要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応）を整備するとともに、財務報告における不正や瑕疵が発生するリスクの予防及び牽制体制を整備、運用、評価し、不備があれば速やかに是正措置を講じる。

11. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制体制整備に関する取組み
内部統制評価委員会を原則として毎月定期的で開催し、そこには担当取締役及び常勤監査役も出席しております。同委員会では、アサヒペングループ全体の業務の有効性・効率性とあわせてリスク等を分析・評価し、必要な内部統制体制の整備を行うとともに、その運用状況を評価しております。また、同委員会への提案や決定事項具体化のための事務局を設置しております。
- ② コンプライアンスに関する取組み
コンプライアンス委員会を年6回程度開催し、そこには常勤監査役も出席しております。同委員会での決定内容等は、速やかに毎月発行される社内報等に掲載され、当社従業員等に周知されております。
- ③ 効率的職務執行とリスク管理に関する取組み
取締役会において、経営の基本方針（中期経営計画等）の決定とあわせて、経営を取り巻く様々なリスクの分析や対応策の決定を行っております。経営の効率化とこれに伴うリスクに関して、より具体的に検討するために、常勤の取締役及び本部長で構成する本部長会を毎月2回定期的で開催しております。
- ④ 子会社管理に関する取組み
関係会社会議を定期的で開催し、そこには当社代表取締役社長をはじめとする業務執行取締役及び常勤監査役のほか社外取締役も出席しております。また、関係会社統轄管理規程において、当社に対する事前報告や稟議について定めており、稟議においては、当社の全ての業務執行取締役が審査を行い、当社代表取締役社長が決裁しております。
- ⑤ 監査役監査に関する取組み
監査においては、当社常勤監査役と内部監査担当が合同で、当社の各事業所及び各関係会社において実地監査を行う等、連携を強化しております。また、内部通報制度の実効性確保のため、当社外である当社顧問法律事務所に通報窓口を設置しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	9,752,445	流動負債	3,614,200
現金及び預金	3,550,875	支払手形及び買掛金	1,498,245
受取手形及び売掛金	3,428,462	短期借入金	580,000
有価証券	100,692	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品及び製品	2,370,541	1年内償還予定の社債	500,000
仕掛品	18,654	リース債務	28,459
原材料及び貯蔵品	196,615	未払法人税等	61,536
その他	103,052	未払消費税等	75,575
貸倒引当金	△16,449	未払費用	411,223
固定資産	9,914,477	賞与引当金	201,310
有形固定資産	6,371,011	役員賞与引当金	40,000
建物及び構築物	2,383,009	返品調整引当金	23,932
機械装置及び運搬具	307,306	その他	93,918
工具、器具及び備品	127,003	固定負債	3,116,911
土地	3,453,752	社債	1,500,000
リース資産	99,939	長期借入金	100,000
無形固定資産	249,268	リース債務	85,679
投資その他の資産	3,294,197	繰延税金負債	456,538
投資有価証券	2,875,026	役員退職慰労引当金	80,238
その他	439,135	退職給付に係る負債	839,707
貸倒引当金	△19,965	その他	54,747
資産合計	19,666,922	負債合計	6,731,111
		(純 資 産 の 部)	
		株主資本	11,748,159
		資本金	5,869,017
		資本剰余金	4,166,534
		利益剰余金	3,062,983
		自己株式	△1,350,376
		その他の包括利益累計額	1,187,651
		その他有価証券評価差額金	1,194,416
		退職給付に係る調整累計額	△6,765
		純資産合計	12,935,811
		負債純資産合計	19,666,922

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
	売上高		15,845,204
	売上原価		10,230,254
	売上総利益		5,614,949
	販売費及び一般管理費		4,594,252
	営業利益		1,020,697
	営業外収益		
	受取利息	45,147	
	受取配当金	44,200	
	受取地代家賃	69,991	
	その他	31,505	190,845
	営業外費用		
	支払利息	8,200	
	減価償却費	12,220	
	その他	61,463	81,884
	経常利益		1,129,658
	特別損失		
	減損損失	353,914	353,914
	税金等調整前当期純利益		775,744
	法人税、住民税及び事業税	165,349	
	法人税等調整額	△22,902	142,446
	当期純利益		633,298
	親会社株主に帰属する当期純利益		633,298

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,869,017	4,166,534	2,654,390	△895,400	11,794,542
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△224,704		△224,704
親会社株主に帰属する 当期純利益			633,298		633,298
自己株式の取得				△454,976	△454,976
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	408,593	△454,976	△46,383
当連結会計年度末残高	5,869,017	4,166,534	3,062,983	△1,350,376	11,748,159

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	504,153	△15,174	488,978	12,283,521
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△224,704
親会社株主に帰属する 当期純利益				633,298
自己株式の取得				△454,976
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	690,263	8,409	698,672	698,672
当連結会計年度変動額合計	690,263	8,409	698,672	652,289
当連結会計年度末残高	1,194,416	△6,765	1,187,651	12,935,811

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の状況
 - イ. 連結子会社の数 6社
 - ロ. 主要な連結子会社の名称
 - 大豊塗料株式会社 株式会社アサヒペン・ホームイングサービス
 - 共福産業株式会社 株式会社アサヒロジスト
- (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。
- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 満期保有目的の債券
 - 償却原価法（定額法）
 - ロ. その他有価証券
 - ・時価のあるもの
連結会計年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ハ. たな卸資産
 - ・商品及び製品、原材料、仕掛品
主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - ・貯蔵品
最終仕入原価法による原価法
 - ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
 - ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ・その他の無形固定資産
定額法を採用しております。
 - ハ. リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ. 返品調整引当金

販売した製品の返品による損失に備えるため、当連結会計年度末日前2ヶ月の売上高に返品率と売上総利益率を乗じた金額相当額を計上しております。

ホ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

ニ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものに該当するものではありません。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は一定の影響を及ぼすものの、当社グループの事業活動への影響は限定的であると判断しております。よって、翌連結会計年度以降は、当社グループの事業に著しい影響を与えるものではないとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等の会計上の見積りにつき最善の見積りを行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,121,140千円

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
奈良県桜井市 他	賃貸用資産	土地 建物及び構築物	352,568千円
奈良県吉野郡	遊休資産	土地	1,346千円

当社グループは、賃貸用資産及び遊休資産については、原則として個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回っている賃貸用資産及び市場価格が著しく下落した遊休資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(353,914千円)として特別損失に計上いたしました。

なお、賃貸用資産における回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローを1.05%で割引いて算定しており、遊休資産については固定資産税評価額により評価しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	4,623千株	一千株	一千株	4,623千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式(注)	529千株	238千株	一千株	767千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加238千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分238千株及び単元未満株式の買取りによる増加分0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通 株式	122,815千円	30円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月12日 取締役会	普通 株式	101,889千円	25円	2020年9月30日	2020年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	154,202千円	40円	2021年3月31日	2021年6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、銀行等金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しており、一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な目的では行わない方針であります。

受取手形及び売掛金等については、社内の規定に従い取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに定期的に信用調査を行い、信用リスクの軽減を図っております。支払手形及び買掛金のうち外貨建てのものに係る為替の変動リスクについては、先物為替予約を利用して回避を図っております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定し、社内の規定に従い執行・管理しております。資金調達に係る流動性リスクについては、適時に資金繰計画を作成・モニタリングし、手許流動性を維持することにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,550,875	3,550,875	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*)	3,428,462 △16,449		
	3,412,012	3,412,012	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	2,971,569	2,953,074	△18,494
資産 計	9,934,458	9,915,963	△18,494
(1) 支払手形及び買掛金	1,498,245	1,498,245	—
(2) 短期借入金	580,000	580,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	100,000	100,219	219
(4) 1年内償還予定の社債	500,000	499,798	△201
(5) リース債務 (流動負債)	28,459	27,976	△482
(6) 未払法人税等	61,536	61,536	—
(7) 未払消費税等	75,575	75,575	—
(8) 未払費用	411,223	411,223	—
(9) 社債	1,500,000	1,494,066	△5,933
(10) 長期借入金	100,000	100,080	80
(11) リース債務 (固定負債)	85,679	81,282	△4,396
負債 計	4,940,718	4,930,003	△10,714

(*) 受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等、

(8) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 1年内償還予定の社債、(5) リース債務 (流動負債)、

(9) 社債、(10) 長期借入金、(11) リース債務 (固定負債)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 (連結貸借対照表計上額4,150千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府、奈良県その他の地域において、賃貸用の店舗等（土地を含む。）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は84,715千円、減損損失は353,914千円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度 末の時価
当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度 末残高	
1,457,898千円	△358,860千円	1,099,038千円	1,221,870千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、主に減損損失及び減価償却による減少であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として簡便的な方法に基づいて自社で算定した金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 3,355円54銭
(2) 1株当たり当期純利益 157円67銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

特記すべき事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告書(謄本)

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社アサヒペン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 芳郎 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 是人 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アサヒペンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサヒペン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	9,454,248	流動負債	2,841,594
現金及び預金	2,867,175	支払手形	278,321
受取手形	1,122,919	買掛金	722,757
売掛金	2,053,220	短期借入金	400,000
有価証券	100,692	1年内返済予定の長期借入金	100,000
商品及び製品	1,928,675	1年内償還予定の社債	500,000
仕掛品	2,968	リース債務	28,459
原材料及び貯蔵品	133,849	未払金	83,036
前払費用	40,660	未払法人税等	50,837
関係会社短期貸付金	1,101,686	未払消費税等	28,892
未収入金	61,688	未払費用	405,809
その他	57,164	賞与引当金	168,386
貸倒引当金	△16,449	役員賞与引当金	40,000
固定資産	9,485,517	返品調整引当金	23,932
有形固定資産	5,626,566	その他	11,162
建物	2,276,802	固定負債	2,939,389
構築物	104,189	社債	1,500,000
機械装置	307,415	長期借入金	100,000
車両運搬具	198	リース債務	85,679
工具器具備品	128,062	繰延税金負債	401,685
土地	2,709,000	退職給付引当金	759,490
リース資産	100,897	役員退職慰労引当金	75,676
無形固定資産	243,913	その他	16,857
電話加入権	13,564	負債合計	5,780,984
借地権	170,000	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	57,447	株主資本	11,969,220
リース資産	2,901	資本金	5,869,017
投資その他の資産	3,615,037	資本剰余金	4,166,534
投資有価証券	2,860,055	資本準備金	2,418,409
関係会社株式	25,000	その他資本剰余金	1,748,125
関係会社長期貸付金	1,190,487	利益剰余金	3,284,045
差入保証金	14,610	その他利益剰余金	3,284,045
その他	348,849	別途積立金	2,500,000
貸倒引当金	△823,965	繰越利益剰余金	784,045
資産合計	18,939,766	自己株式	△1,350,376
		評価・換算差額等	1,189,561
		その他有価証券評価差額金	1,189,561
		純資産合計	13,158,782
		負債純資産合計	18,939,766

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		12,987,897
売上原価		8,146,803
売上総利益		4,841,094
販売費及び一般管理費		3,960,855
営業利益		880,238
営業外収益		
受取利息	59,080	
有価証券利息	1,320	
受取配当金	94,010	
受取地代家賃	79,660	
その他	37,282	271,353
営業外費用		
支払利息	2,322	
社債利息	4,850	
減価償却費	13,720	
貸倒引当金繰入額	38,000	
その他	57,707	116,601
経常利益		1,034,990
特別損失		
関係会社株式評価損	39,999	39,999
税引前当期純利益		994,990
法人税、住民税及び事業税	123,674	
法人税等調整額	50,259	173,933
当期純利益		821,056

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余 金合計(注)1		
当期首残高	5,869,017	2,418,409	1,748,125	2,687,693	△895,400	11,827,845
当期変動額						
剰余金の配当				△224,704		△224,704
当期純利益				821,056		821,056
自己株式の取得					△454,976	△454,976
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						—
当期変動額合計	—	—	—	596,351	△454,976	141,375
当期末残高	5,869,017	2,418,409	1,748,125	3,284,045	△1,350,376	11,969,220

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	502,673	502,673	12,330,518
当期変動額			
剰余金の配当			△224,704
当期純利益			821,056
自己株式の取得			△454,976
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	686,888	686,888	686,888
当期変動額合計	686,888	686,888	828,263
当期末残高	1,189,561	1,189,561	13,158,782

(注) 1. その他利益剰余金の内訳

	別途積立金	繰越利益 剰余金	その他 利益剰余金合計
当期首残高	2,200,000	487,693	2,687,693
当期変動額			
別途積立金の積立	300,000	△300,000	—
剰余金の配当		△224,704	△224,704
当期純利益		821,056	821,056
当期変動額合計	300,000	296,351	596,351
当期末残高	2,500,000	784,045	3,284,045

2. 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
- ・ 関係会社株式
移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの
事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの
移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・ 商品及び製品、原材料、仕掛品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・ その他の無形固定資産
定額法を採用しております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 役員賞与引当金
役員賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ④ 返品調整引当金
販売した製品の返品による損失に備えるため、当事業年度末日前2ヶ月の売上高に返品率と売上総利益率を乗じた金額相当額を計上しております。
 - ⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - ⑥ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
 - ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の連結注記表に記載のとおりであります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、(会計上の見積りに関する注記)を開示しております。

3. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は一定の影響を及ぼすものの、当社の事業活動への影響は限定的であると判断しております。よって、翌事業年度以降は、当社の事業に著しい影響を与えるものではないとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損等の会計上の見積りにつき最善の見積りを行っております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 7,390,654千円
 (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
 ① 短期金銭債権 636,625千円
 ② 短期金銭債務 161,504千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業取引による取引高
 売上高 1,260,423千円
 仕入高 167,145千円
 その他の営業取引 1,117,438千円
 ② 営業取引以外の取引高 94,008千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式(注)	529千株	238千株	一千株	767千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加238千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加分238千株及び単元未満株式の買取りによる増加分0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	6,761千円
賞与引当金	51,492千円
退職給付引当金	232,252千円
貸倒引当金	256,998千円
役員退職慰労引当金	23,141千円
関係会社株式評価損	143,746千円
減損損失	193,485千円
その他	57,190千円
繰延税金資産小計	965,069千円
評価性引当額	△842,745千円
繰延税金資産合計	122,324千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△524,010千円
繰延税金負債合計	△524,010千円
繰延税金負債の純額	△401,685千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
 ときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%
住民税均等割	1.8%
試験研究費等の税額控除額	△1.5%
評価性引当額の減少	△14.0%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)(注)1	科 目	期末残高 (千円)(注)1
子会社	大豊塗料株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	製品・商品 の販売 製品の購入 利息の受取	119,265 157,444 2,469	売掛金 受取手形 関係会社短期 貸付金 買掛金	10,540 34,956 550,000 21,945
子会社	株式会社アサヒペン・ ホームイングサービス	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	製品の販売 利息の受取	1,607 201	売掛金 関係会社短期 貸付金	85 151,686
子会社	共福産業株式会社	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	製品・商品 の販売	1,139,550	売掛金 受取手形 関係会社短期 貸付金 関係会社長期 貸付金	212,556 302,766 400,000 220,487
子会社	株式会社アサヒロジスト	所有 直接 100.0%	役員の兼任	業務委託 配当金の受取	1,064,201 50,000	未払費用	106,319
子会社	株式会社サンビッグ	所有 直接 100.0%	資金の援助	債権放棄 (注)2	829,281	—	—
子会社	株式会社オレンジタウン	所有 直接 100.0%	資金の援助 役員の兼任	利息の受取	12,609	関係会社長期 貸付金	970,000

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
 2. 株式会社サンビッグの清算に伴い、債権放棄を行ったものです。なお、株式会社サンビッグは2021年2月に清算手続が完了しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産 3,413円37銭
- (2) 1株当たり当期純利益 204円42銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

特記すべき事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社アサヒペン
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
大阪オフィス
指定有限責任社員 公認会計士 岡野 芳郎 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 辻 是人 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサヒペンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社アサヒペン 監査役会
常勤監査役 辻子伸夫 ㊟
常勤監査役 横田省三 ㊟
社外監査役 藤原慶三 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、配当政策を経営上の最重点課題のひとつと認識しております。利益配分につきましては、業績の動向や配当性向を考慮しつつ、将来の事業発展等を見据えた経営基盤の強化を総合的に勘案し、かつ安定配当の維持にも配慮して決定することを基本方針としております。

第75期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当社基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、当社は2020年10月をもちまして創業80周年を迎えました。つきましては、これまでご支援いただきました株主の皆様へ感謝の意を表するため、普通配当30円に記念配当10円を加え、第75期の期末配当は1株につき40円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金40円

(普通配当30円、記念配当10円)

配当総額 154,202,600円

なお、中間配当金として1株につき金25円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金65円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 600,000,000円

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役辻子伸夫氏が本総会終結の時をもって任期満了となり、また、監査役横田省三氏が本総会終結の時をもって辞任により退任となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	つじ こ のぶ お 辻子伸夫 (1956年11月21日)	1979年3月 当社入社 2001年4月 当社インテリア事業部課長 2008年1月 当社総務部長代理 2013年4月 当社総務部長 2015年10月 当社監査室長 2016年11月 当社監査室囑託 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	700株
2	ふく やま あき のぶ 福山晃伸 (1960年5月19日)	1987年4月 当社入社 2004年4月 当社営業企画部営業管理課長 2007年4月 当社営業企画部次長 2009年4月 当社管理室長代理 2010年4月 当社管理室長 2020年5月 当社営業管理部(現 営業事務チーム)囑託(現任)	600株

- (注) 1. 候補者2番の福山晃伸氏は、新任の候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害を填補することとしております(ただし、違法行為や犯罪行為等に起因する場合を除く)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 4. 各氏を監査役候補者とした理由は、監査役候補者の決定にあたっては、監査役は優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない、かつ、性別、年齢、技能その他監査役会の構成の多様性やバランス、人数の規模を考慮しながら選任するという基本方針に基づき、候補者両氏の年齢、能力、経験及び監査役会の構成等を総合検討した結果、最も適した人選であると判断したからであります。

第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、1994年6月29日開催の当社第48期定時株主総会において、月額25百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)として、ご承認をいただいております。報酬の構成は「基本報酬」及び「役員退職慰労金」となっております。

今般当社は、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金に代えて、新たに当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)を対象に譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入したいと存じます。

本制度は、対象取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに基づく当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割り当てるものであります。

なお、当社は、本議案の承認可決を条件として、役員退職慰労金制度を廃止するものとし、新たな役員退職慰労金の積立は行わないことといたします。また、対象取締役に對する役員退職慰労金の過去積立未精算分(以下、「慰労金未精算分」といいます。)に相当する額を譲渡制限付株式へ置き換えるため、本制度導入後、最初に行う譲渡制限付株式の割当て時に限り、下記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額に基づく譲渡制限付株式の割当てとは別に、対象取締役に對し、慰労金未精算分に相当する額に応じた数の譲渡制限付株式を下記のとおり割り当てることといたしますと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定したいと存じます。

ただし、前述のとおり、慰労金未精算分に相当する額に応じた数の譲渡制限付株式を割り当てるため、1994年6月29日開催の当社第48期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額及び上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠で、対象取締役に對するかかる割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額80百万円以内として設定したいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案のうえ決定し、その内容は相当なものであると考えております。また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は7名(うち社外取締役1名)であります。

記

対象取締役に對する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に對し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする。)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数25,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本制度導入後、最初に行う譲渡制限付株式の割当て時に限り、慰労金未精算分に相当する額に応じた数の譲渡制限付株式を割り当てるため、かかる割当てを行うための譲渡制限付株式の数の上限として、上記の総数とは別枠で、総数80,000株を別途設定する。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第4号議案 社外取締役に対する賞与支給の件

当社は、第3号議案が承認可決されますと、役員退職慰労金制度を廃止し、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する役員退職慰労金の過去積立未精算分に相当する額を譲渡制限付株式へ置き換えることといたしますが、本株主総会終結後も引き続き在任する社外取締役に対する役員退職慰労金の過去積立未精算分に相当する額は、支給対象となる社外取締役の就任日から役員退職慰労金制度廃止までの期間に係る職務執行の対価として、役員賞与に置き換えて支給いたしたいと存じます。

役員賞与の支給は、当社における社外取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案のうえ決定し、その内容は相当なものであると考えております。また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく役員賞与の支給は、当該方針に沿うものであります。

本議案の支給対象となる社外取締役は1名であり、役員賞与を支給する額は、支給対象となる社外取締役の就任日から役員退職慰労金制度廃止までの期間に係る役員退職慰労引当金相当額である1,500,000円となります。

支給の時期、支給方法等は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市鶴見区鶴見4丁目1番12号
株式会社アサヒペン
大阪本社ビル 9階大会議室
(電話06-6930-5001)



JR大阪環状線、JR東西線、京阪電車いずれも「京橋」駅下車
地下鉄長堀鶴見緑地線に乗換 「今福鶴見」駅下車 ③番出口から北へ約100m